

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学会計監査人業務仕様書

1 業務名称

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学会計監査人業務

2 業務の目的

本業務は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 35 条の規定により、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、法第 36 条の規定により山陽小野田市長（以下「市長」という。）が選任する会計監査人の監査を受ける必要があることから、当該会計監査人に監査を委託することを目的とする。

3 監査対象機関及び所在地

機関名：公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

所在地：山口県山陽小野田市大学通一丁目 1 番 1 号

4 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から以後最初に終了する事業年度（令和 8 事業年度）の財務諸表についての法第 34 条第 1 項による市長の承認の日までとする。

なお、翌事業年度以降についても会計監査人として再任された場合は、各事業年度の財務諸表についての法第 34 条第 1 項による市長の承認の日までとするが、契約については単年度ごとに締結するものとする。

5 業務の内容

法第 35 条の規定による監査の実施及び会計監査報告の作成

〔具体的内容〕

(1) 法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、法令等の規定に基づき行う監査業務

- ・ 予備調査、監査計画の作成
- ・ 期中監査
- ・ 期末監査
- ・ 監査報告書の作成

(2) 法人理事及び監事との連携業務

- ・ 作成した監査計画についての説明及び意見交換
- ・ 実施した監査についての説明及び意見交換
- ・ 作成した監査報告書についての説明及び意見交換
- ・ その他、監査業務に係る説明、報告及び情報交換等

(3) 法人の内部監査部門との連携（情報交換等）業務

(4) 法人会計についての助言・相談対応業務

6 監査実施体制

本監査業務の実施に当たっては、4 名以上（うち、公認会計士 2 名以上）による監査チームを構成した上で実施すること。また、当該チーム内の公認会計士 1 名を本監査業務に係る統括責任者（監査責任者）として指定し、本監査業務全般の管理を行わせること。

7 その他留意事項

(1) 法令の遵守

本監査業務の実施に当たっては、公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）等、関係法令を遵守すること。

(2) 個人情報の保護等

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び山陽小野田市個人情報保護法施行条例（令和 4 年山陽小野田市条例第 23 号）の趣旨に従い、厳正かつ適切に取扱うこと。

(3) 守秘義務

本監査業務の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。事業者は履行期間終了後においても、担当者は担当を終えた後及びその職を退いた後においても同様とする。

(4) 書類の保管等

法令に基づき、関係書類の整理に努め、適切に保管すること。契約期間が終了した場合には、法人から貸与した書類等は返還すること。